

介護予防短期入所生活介護サービス利用料金表(3割負担)

令和元年10月1日

【保険給付対象サービス】

〈個室・多床室共通〉（1日あたり利用料金 円）

要介護度	要支援 1	要支援 2
基本報酬単位	438単位	545単位
サービス提供体制強化加算	18単位	
介護報酬単位合計	456単位	563単位
サービス利用料金	4,938円	6,097円
うち介護保険からの給付金額(7割)	3,456円	4,267円
利用者負担額(3割)	1,482円	1,830円

※平成30年8月1日より、利用者負担額が1割・2割・3割の方となります。確認ください。

* 機能訓練体制加算（12単位/日）

機能訓練指導員配置状況により、加算されることがあります。

* 個別機能訓練加算（56単位/日）

機能訓練指導員等が個別に機能訓練計画を作成し、実施した場合に申し受けます。

* 療養食加算（1回につき8単位/1日に3回を限度）

医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に申し受けます。

* サービス提供体制強化加算（18単位/日・12単位/日・6単位/日）

介護福祉士資格取得状況ならびに勤続年数等により申し受ける加算です。

〈介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的とした加算〉

* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ 所定単位数×地域区分×8.3%/月）

介護職員の賃金改善計画の作成、職員への周知、計画の実施、県への届出と報告など、

国の算定要件を満たしている場合の加算（所定単位数：基本単位+加算単位）

別途加算されます。介護職員処遇改善加算は、Ⅰ～Ⅴで基準適合状況によりございます。

* 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ 所定単位数×地域区分×2.7%/月）

経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うことを目的に

国の算定要件を満たしている場合に加算します。一定程度他の職種の処遇改善も含める

ことも可能な加算です。（所定単位数：基本単位+加算単位）

介護職員等特定処遇改善加算は、Ⅰ～Ⅱで基準適合状況によりございます。

〈送迎サービス料金〉 片道につき184単位

	サービス利用料金	介護保険給付額	利用者負担額
サービス料金(片道)	1,992円	1,394円	598円

* 送迎サービスは、通常のサービス提供区域以外の場合、及び通行料が必要な場合は、上記金額の他、実費を申し受けます。

【保険給付対象外サービス】

〈居住費〉 1日あたり 多床室（4人部屋利用） 920円

個室 1,700円

〈食費〉 1食 朝食250円 昼食(おやつ込)700円 夕食650円

「特定入居者介護サービス費」

「居住費」と「食費」については、御入居者の所得段階に応じて、利用料の負担を軽減されます。上記の額は第4段階の料金となります。

(理美容サービス)

・カット、ブロー	1,700円	・パーマ	3,800円
・ヘアマニキュア	4,200円	・シャンプ	600円
・顔そり	600円	・毛染め	3,800円

エルホーム芦屋

自己負担額段階別利用料金(3割負担の方用)

短期入所生活介護

1日あたりの単位 円

		多床室				個室			
		介護費	居住費	食費	合計	介護費	居住費	食費	合計
要 支 援 1	第1段階	1,482	0	300	1,782	1,482	320	300	2,102
	第2段階	1,482	370	390	2,242	1,482	420	390	2,292
	第3段階	1,482	370	650	2,502	1,482	820	650	2,952
	第4段階	1,482	920	1,600	4,002	1,482	1,700	1,600	4,782
要 支 援 2	第1段階	1,830	0	300	2,130	1,830	320	300	2,450
	第2段階	1,830	370	390	2,590	1,830	420	390	2,640
	第3段階	1,830	370	650	2,850	1,830	820	650	3,300
	第4段階	1,830	920	1,600	4,350	1,830	1,700	1,600	5,130

令和元年10月1日

- (注1) 介護費は、介護保険制度の自己負担額で、金額にはサービス提供体制強化加算を含みます。送迎加算は別途たまわります。
但し、状況によっては変動する可能性もあります。
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算については、別途加算されます。
- (注2) 居住費及び食費については、所得階層別の負担上限額により計算しています。
食費は、1食ごとの算定となっておりますので召し上がった食数分をいただきます。
療養食加算は、1食ごとの算定となりますので、別途たまわります。
- (注3) 平成30年8月1日より利用者負担額が、1割・2割・3割の方となります。
表は、3割負担額で算出しておりますので、1割・2割該当の方はご確認ください。

エルホーム芦屋